

令和 6 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01307

研究課題名（和文）被疑者取調べ記録媒体の実質証拠化と公判中心主義との関係に関する研究

研究課題名（英文）Study on the Substantiation of Suspect Interrogation Record Media and its Relationship with Adversarial Legalism

研究代表者

上田 信太郎（UEDA, Shintaro）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50243746

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、捜査機関が被疑者を取り調べる際に作成された映像音声の記録媒体を実質証拠として使用することの是非や問題点について検討した。私見では、記録媒体の公判廷での視聴は、裁判官、裁判員の心証形成に与える影響が大きいと、誤判防止のためには、記録媒体の使用は、自白の信用性を減殺する方向でこれを用いるのに限るべきこと、また、今後、全面的に記録媒体を実質証拠として利用するのであれば、その条件として、弁護人を立ち会わせて上で、被疑者を取り調べる必要があることなどを指摘した。その研究成果は、論文、様々な研究会において公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2016年刑事訴訟法改正において、被疑者取調べの録音録画が法律で規定され、2019年6月から施行されている。本来、被疑者取調べの記録媒体の使用は、被疑者供述の任意性を確認する資料として利用することが想定されていたが、録音録画導入当初から犯罪事実の存否を証明する証拠（実質証拠）としても利用できないか議論されてきた。本研究は、記録媒体を実質証拠として利用することの意義と限界を証人尋問と対比させて検討し、その条件を探求した点に学術的意義があり、また、裁判員裁判という市民が関与する刑事裁判の形態において、自白の信用性を判断する方向性を提示した点に社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）： In this study, we examined the validity and issues of using recorded audiovisual media created by investigative agencies during suspect interrogations as substantive evidence. In my opinion, the viewing of such recorded media in courtrooms significantly influences the impressions formed by judges and jurors, thus, to prevent wrongful convictions, the use of recorded media should be limited to diminishing the credibility of confessions. Additionally, if recorded media are to be extensively used as substantive evidence in the future, it is necessary to have defense counsel present during suspect interrogations as a condition. These research findings have been disseminated through papers and various research conferences.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：被疑者取調べ 録音録画 記録媒体 実質証拠 公判中心主義 事実認定 誤判防止

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、捜査機関による被疑者取調べにおいて、取調べ状況を把握するために導入された録音録画制度の意義を、証拠法の観点から考察したものである。捜査機関が被疑者取調べ時に作成した記録媒体（DVD等）は、保存しなければならないようになった。その理由は、事後に予定・開始される刑事裁判において、自白の任意性が争点となった場合、記録媒体を公判廷で再生・視聴することによって、当該取調べに問題はなかったか確認する必要があるからである。ただ、保存された記録媒体が証拠法上、どのように位置づけられ、どう利用できるかという問題は、十分に議論が固まっていない状況にあった。特に記録媒体を自白の任意性だけでなく、その信用性を判断する資料としても利用できるかが大きな課題として残され、仮にそれが可能だとしても、利用する場合の条件設定についてはほとんど検討されていなかった。

そもそも、取調べ録音録画制度が導入されたのは、従来、捜査機関による被疑者の取調べが捜査官と被疑者の2者のみが面と向かった関係で、かつ密室内で行われたために、被疑者が起訴された後、公判廷で自白の任意性が争点となっても、その確認が困難だったということが背景にある。しかし、2000年以降、いわゆる富山氷見事件、志布志公職選挙法違反事件、厚生労働省局長事件といった、捜査機関の取調べが問題視された冤罪事件が続き、さらに録音録画に関する諸外国の動向とも相まって、制度導入の議論は急激な高まりをみせるに至った。その結果、以前から録音録画を要求していた日弁連はもとより、法務省・警察庁内部でも活発に検討されるようになり、録音録画法制度化に向けての整備が急ピッチで進められた。たとえば、法務省は、2009年10月、被疑者取調べに関する勉強会を立ち上げ、2010年6月に「被疑者取調べの録音・録画の在り方について」と題する「中間取りまとめ」を公表し、その後、この議論は2010年11月から始まった「検察の在り方検討会議」の場に引き継がれた。さらに、翌年6月には、法務省内に設置された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」においても相当踏み込んだ検討が加えられ、取調べ録音録画の必要性が強調されるに至ったのである。

(2) こうした録音録画に関する議論動向を経て、2016年には、刑事訴訟法改正において、被疑者取調べの録音録画に関する条文が整備され（刑訴法301条の2の制定）、改正刑訴法は2019年6月から施行された。ただ、取調べの録音録画記録媒体は、当初から被疑者供述の任意性を確認するための証拠として利用されることが念頭に置かれていたため、これに加えて実質証拠としても利用できるかという論点は、依然、残されたままとなっていた。この論点は、現在でもその可否をめぐる議論が続いている状況にある。

本研究課題を設定した背景には、捜査機関が記録した記録媒体の位置づけやその利用法が理論的にも実務的にも未解明のままだという事情がある。

2. 研究の目的

そうした問題状況を踏まえ、本研究では、以下の2点を研究目的に設定した。

第1に、記録媒体実質証拠化の是非である。この点に関しては、裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件などの録音録画対象事件で記録された記録媒体を自白の任意性立証のためだけでなく、信用性を判断するために用いることはできるのか、その許容性の検討と問題点の整理に重点を置いた。刑訴法改正後、捜査機関による被疑者取調べ録音録画は、高いレベルで実現されるようになり、警察・検察とも、録音録画対象事件では、ほぼ100%の実施率となっている。それ自体は評価に値するし、実際、取調べ時に任意性を損なうような取調べは激減したと評されている。他方で、そうした取調べ状況をリアルに記録した記録媒体の実質証拠化の検討が喫緊の課題として浮上している。任意性のある自白調書は実質証拠として利用できる以上、記録媒体の実質証拠利用を禁ずる根拠は乏しい。むしろ紙媒体で公判廷に顕出される自白調書よりも、記録媒体の方が取調べ時の状況をよりリアルに把握でき、それだけ事実認定に有用・有益であるとすらいえる。しかし、逆に、リアルに記録された媒体であるからこそ、そこに特有の危険があるのも事実である。すなわち、被疑者の供述態度や表情などの供述状況自体が事実認定者に過度な影響を与え、本来、重視されなければならない客観的証拠と供述内容の整合性の確認が軽視されるのではないかという危険である。そのため、記録媒体を公判廷において無条件で再生・視聴することはできないであろう。実質証拠化の条件をどのように設定するかが問われる。

第2に、記録媒体の実質証拠化と公判中心主義との関係である。我が国の刑事裁判における事実認定は、当事者が中心となって主張・立証を担い、公平中立な裁判所が最終判断（有罪・無罪）を行う公判中心主義を基本原則に持つ。同原則を前提としながら記録媒体を公判廷で再生し、実質証拠として利用するのは、刑事裁判の在り方として妥当なのか。公判廷での記録媒体を7時間

以上にわたって再生した裁判例があり、果たしてそうした方法は公判中心主義に反しないかが問題とされる。ただ、公判中心主義といった一般原則を根拠に記録媒体の実質証拠化を否定するのは困難である。なぜなら、具体的な条文から離れ、原理原則論から刑事裁判のあり方を規制するのは、解釈論に反するからである。さらに、捜査段階の供述（自白）はベストエビデンスとまではいえなくても、真実解明のための有力な証拠ではある。したがって、記録媒体を公判廷で積極的に利用しないのは、かえって実体的真実の発見、正確な事実認定にとってマイナスにならないかという問題もある。そこで、公判廷における記録媒体の再生と公判中心主義とはどのような関係にあるのか検討しなければならない。

本研究では、こうした二つの目的を設定し、供述の信用性評価の誤りに由来する誤判・冤罪を防止する方策を提示した。また、研究課題の分析を行うに際し、職権主義を採用しつつ、捜査段階で得られた供述調書の朗読を一定程度、容認するドイツ刑事訴訟法の理論と実務を検討対象とした。ドイツでも、刑事裁判におけるビジュアル化、デジタル化が進んでおり、取調べ状況を把握するための録音録画制度が法制化された。また、その際、記録された記録媒体の公判廷での視聴も認められるようになった。そこで、ドイツにおける刑事裁判の録音録画状況と記録媒体の位置づけについて情報を得ることは、記録媒体の実質証拠化に向けて動いている我が国の刑事裁判の今後の在り方を探る上で有益である。

3. 研究の方法

研究の方法として、主に2つのアプローチで分析を行った。

主として、研究課題に関連して公開された基礎的文献・判例の収集を行いつつ、これを分析整理した。具体的には日本法及びドイツ法における公判手続の基本原則、供述調書の証拠法上の位置づけに関する文献や判例を収集し、特にドイツ文献についてはその翻訳作業を中心とした。公判中心主義や供述証拠の証拠法上の位置づけに関する文献の収集と整理は、連邦通常裁判所判例、各研究書及びコンメンタールを主たる対象とした。さらに、自白を含む供述の信用性の分析にあたっては、心理学における供述分析研究の成果も看過できないため、供述心理学の領域にも目配りをし、文献収集と翻訳を行った。なおドイツ文献の収集は、ケルン大学法学部図書館、同大学国際刑法・国際法研究所において実施した。

また、文献からは得られない実務の実情を知るために、実務家に対する面接調査を実施した。同調査は、日本だけでなく、ドイツの実務家に対しても実施し、日本では札幌地区の裁判官、検察官、弁護士に対し、またドイツにおける現地調査では、ケルン地区の弁護士および研究者に対して実施した。

上記の方法によって分析した資料や面接調査の情報により、記録媒体の実質証拠化に関してまとめた私見は、後掲の論文で公表したほか、札幌刑事法合同研究会（札幌地区の裁判官、検察官、弁護士、大学研究者が参加する研究会）、札幌刑事研究会（札幌地区裁判官と北大刑事法研究者の共同研究会）、北大刑事法研究会、札幌法と心理研究会などで発表した。

4. 研究成果

(1) 本研究を通じて得た具体的知見としては以下の点が挙げられる。

取調べ録音録画化の最大の利点は、それまで密室で行われていた取調べ状況を可視的に確認できるという点にある。たとえば、調書として記録するのが難しい供述者の態度や表情、捜査官と被疑者との会話の雰囲気や視覚的に明らかにできる。具体的には、被疑者は「首をひねりながら供述した」、「供述がしどろもどろで脱線しがち」といった状況など、文字化された調書では窺えない状況も、映像化された記録媒体であれば視覚的な検証が可能である。したがって、供述態度、供述状況の確認を行うのに、記録媒体は最良証拠といえる。しかし、被疑者の供述態度や様子からその心情、心の内奥を読み取って、供述の真偽性、信用性を判断できるかどうか疑わしい。記録媒体の音声・映像記録から、威圧的、強圧的な取り調べはなかったか、捜査官の誘導はないかといった点は確認できても、供述自体の信用性を判断するのは危険である。堂々と、また滞ることなくスラスラと述べている供述が必ずしも真実を語っているとはいえないからである。供述の信用性は、供述を裏付ける客観証拠との整合性を確認する作業を何よりも基本とすべきである。

(2) もっとも、記録媒体を証拠調べ請求する際、その立証趣旨を「任意性の有無」、「取調べ状況」等に限定してみても、被疑者の供述態度や表情などを視聴した事実認定者（裁判官、裁判員）が供述の信用性を含めて心証形成してしまうのはおそらく避けられない。特に、素人である裁判員に対し、任意性と信用性の判断を切り分けて判断するよう求めても無理なように思われる。事実認定者が記録媒体を視聴し、任意だと認められた自白は、同時に「信用できる」自白と

しても評価され、有罪認定の判断資料とされる危険が高い。しかし、理論上、任意性と信用性とは厳格に分けて判断しなければならないのだから、この危険を払拭できていない現時点では、記録媒体は、301条の2の規定どおり任意性の判断に限り利用すべきである。仮に実質証拠として利用するのであれば、適切な条件を設定する必要がある。

(3) 実質証拠化の条件設定を考えるにあたり、ドイツの法制度はある種の示唆を与える。ここでは次の点を指摘しておきたい。

ドイツでは、2020年1月1日に刑訴法が改正され、捜査機関の取調べに対して録音録画が義務づけられた(ドイツ刑訴法136条第4項)。これによれば、殺人事件などの重大犯罪の取調べや、知的障がい者などのいわゆる供述弱者の取調べに際して、録音録画が制度化された。また、被告人の自白が含まれた取調べ録音録画記録媒体は、調書と同様に自白に関する証拠調べを目的として視聴できると明文化された(ドイツ刑訴法254条)。この254条の解釈論として、調書や記録媒体は実質証拠として利用できるのか、それとも弾劾目的に限定されるのかといった論点がありうるが、ドイツの議論を見る限り、記録媒体の実質証拠利用はすでに含意されていると考えられる。なぜなら、職権主義が妥当し、また実体的真実の解明を重視するドイツ刑訴法では、記録媒体の利用は、①真実発見の効率化、②手続の迅速化の2点でそのメリットが強調されるからである。

しかし、見落とすことのできない点は、日本と比べ、実体的真実の追究に重点を置くドイツ刑訴法においても、取調べに対する手続保障が整備されていることである。被疑者には、取調べ受忍義務がなく、また、これまでは認められていなかった取調べにおける弁護人立会権が、まず検察官取調べから認められ、さらにその後、警察官の取調べにも拡充されたという経緯がある。ドイツの記録媒体の実質証拠化もこうした取調べに対する法的規制、権利保障の脈絡で捉える必要がある。

(4) これらの知見を踏まえ、本研究課題の下で分析した成果をまとめると、次の点が指摘できる。すなわち、

第1に、現時点では、記録媒体の使用は、供述弱者に対する取調べ状況を確認する場合などを除き、原則として公判廷で再生・視聴すべきでないということである。また、取調べ段階での供述を再生する場合、事実認定者に過度の影響を与えるのを避けるため、映像音声ではなく、反訳書の形で文字化して記録し、公判廷では、同書面を朗読して事実認定資料とすべきということである。無論、これらは、次に示すように、実質証拠化の条件が整備されれば、将来、変わりうる。

第2に、仮に記録媒体を実質証拠として利用し、犯罪事実の存否証明に使用するのであれば、ドイツのように、取調べ過程への弁護人立会が不可欠だということである。捜査段階で作成された自白調書や記録媒体を公判廷に提出し、これを実質証拠として利用するというのは、捜査段階の自白と、弁護人が臨席する公判廷自白とを「等価」に置くことを意味する。したがって、取調べ時においても、公判廷におけるのと同様に、弁護人の立会を認め、できるだけ法廷と同様の状況を創出する必要がある。そうした状況下で獲得された自白ならば、記録媒体の実質証拠利用も考慮に値する。なぜなら、弁護人が立ち会う下での取調べであれば、任意性を欠く取調べは直ちに防止できるし、信用性を吟味しながらの取調べも期待できるからである。

本研究課題の研究期間を通じて獲得されたこうした知見や成果は、論文及び研究会において公表したほか、関連雑誌に寄稿して公刊した。

〈引用文献〉

- ① 上田信太郎、補強法則は絶滅危惧種か?、『実務と理論の架橋』、2023、927—946頁
- ② 上田信太郎、被疑者取調べ録音録画記録媒体の実質証拠化について、『刑事法学と刑事弁護の協働と展望』、2020、579—600頁
- ③ 上田信太郎、被疑者取調べの可視化について、研修、2012、768号、3—16頁
- ④ 上田信太郎、取調べ可視化についての一考察、広島法科大学院論集、第7号、2011、175—185頁

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 上田信太郎	4. 巻 267号
2. 論文標題 再伝聞	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 大澤裕・川出敏裕【編】『別冊ジュリスト・刑事訴訟法判例百選〔第11版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 200 201
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎	4. 巻
2. 論文標題 補強法則は「絶滅危惧種」か？	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山口厚・松原芳博・上嶋一高・中空壽雅【編】『実務と理論の架橋 刑事法学の实践的課題に向けて』（成文堂）	6. 最初と最後の頁 927 946
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎	4. 巻 Vol.31
2. 論文標題 第3者供述中に含まれた被告人の自白と補強法則	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 225 228
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎	4. 巻
2. 論文標題 被疑者取調べ録音録画記録媒体の実質証拠化について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 石田倫識・伊藤睦・斎藤司・関口和徳・淵野貴生【編】『刑事法学と刑事弁護の協働と展望 大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集』（現代人文社）	6. 最初と最後の頁 579 600
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎	4. 巻 26号
2. 論文標題 訴因変更に関わる一連の手續が訴訟手續の法令違反に当たるとされた事例（東京高判平31・2・8）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch【2020年4月】	6. 最初と最後の頁 201 204
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎・京明・水谷規男	4. 巻 91巻13号
2. 論文標題 学界回顧2019刑事訴訟法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 186 198
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎	4. 巻 460号
2. 論文標題 訴因変更の可否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 26 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田信太郎・京明・水谷規男	4. 巻 90巻13号
2. 論文標題 学界回顧2018刑事訴訟法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 184 195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 上田信太郎
2. 発表標題 刑事手続における弁護人の立会いについて
3. 学会等名 札幌刑事法合同研究会（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 上田信太郎
2. 発表標題 被疑者取調べ記録媒体の実質証拠化について
3. 学会等名 札幌刑事法合同研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 上田信太郎
2. 発表標題 職務質問に伴う所持品検査の適法性及びいわゆる二分論について
3. 学会等名 北大刑事法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上田信太郎
2. 発表標題 日本における軽微犯罪の処理手続と有罪答弁
3. 学会等名 日中韓刑事訴訟法国際シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

TKCローライブラリー 新・判例解説Watch 刑事訴訟法No.152
https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-081522186_tkc.pdf
TKCグループ TKCローライブラリー 新・判例解説Watch 刑事訴訟法No.127
https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-081271829_tkc.pdf

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------